

## 東京ゼロエミ住宅ロゴマーク使用要領

(制定) 令和 6 年 3 月 26 日付 5 都環公地温第 4818 号

### (目的)

第 1 条 この要領は、東京ゼロエミ住宅ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が再使用許諾を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 ロゴマークの使用については、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 25 号）、東京都公有財産規則（昭和 39 年 3 月 31 日規則第 93 号）、東京都産業財産権等取扱要綱（平成 16 年 6 月 29 日付 16 財財総第 132 号）及び東京ゼロエミ住宅ロゴマーク（登録商標）取扱要領（令和 6 年 3 月 26 日付 5 環気環第 485 号）に定めるもののほか、本要領の定めるところによる。

2 本要領で使用する用語の定義は、前項によるもののほか、東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（令和元年 6 月 28 日付 31 環地環第 86 号。以下「認証要綱」という。）、東京ゼロエミ住宅導入促進事業実施要綱（令和元年 6 月 21 日付 31 環地地第 127 号）及び東京ゼロエミ住宅指針（令和元年 7 月 1 日付 31 環地環第 104 号。以下「指針」という。）で使用する用語の例による。

3 本要領においてロゴマークとは、登録商標第 6382235 号に定める商標のうち、第 42 類「建築物の省エネルギー性能についての審査・適合確認書及び認証書の交付・公表並びに試験・検査・研究」の役務について使用するものをいう。

### (ロゴマークを使用できる者)

第 3 条 ロゴマークを使用できる者は、次に掲げる者とする。

- 一 登録住宅性能評価機関であって、認証要綱第 5 条第 2 項の認証審査機関の登録を受けた者
- 二 指針第 3 2 の認証要件（以下「認証要件」という。）に適合する東京ゼロエミ住宅の新築等を行う者
- 三 認証要件に適合する東京ゼロエミ住宅の新築等を業として請け負う者
- 四 認証要件に適合する東京ゼロエミ住宅の販売又は賃貸の広告を行う者
- 五 認証要件に適合する東京ゼロエミ住宅の設計を業として請け負う者
- 六 その他公社が認める者

(ロゴマークの使用の条件)

第4条 使用者は、ロゴマークの使用に当たり、次に掲げることを遵守するものとする。

- 一 別紙1「東京ゼロエミ住宅ロゴマークデザインガイドマニュアル」に則って使用すること。
- 二 第三者がロゴマークを不正に使用できないよう適正な管理を図ること。
- 三 前条第二号から第五号に掲げる者（以下、「住宅供給事業者等」という。）が使用する場合、東京ゼロエミ住宅の認証を受けた住宅であることを示す目的に限って使用すること。

(ロゴマークの使用許諾)

第5条 ロゴマークの使用を希望する者は、東京ゼロエミ住宅ロゴマーク使用申請書（別記第1号様式）により、別表1に掲げる必要書類を添えて、公社に申請しなければならない。

- 2 住宅供給事業者等が前項の申請を行う場合、東京ゼロエミ住宅導入促進事業における助成金の交付申請に併せて行うことができる。
- 3 公社は、前二項の規定による申請の内容を審査し、当該申請が適正であると確認できる場合は、当該申請者に対し承認書（別記第2号様式）を交付することにより、ロゴマークの使用を許諾するものとする。
- 4 ロゴマークの使用を許諾する期間は、ロゴマークの使用を許諾した日から最長5年間とし、期限が到達した場合は、再度申請を受け付け、その時点での状況を確認する。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

(報告及び調査)

第7条 公社は、使用者に対して、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

- 2 前項の規定により報告又は調査を求められた者は、これに応じなければならない。

(不正手続き等に対する措置)

第8条 公社は、使用者が、偽りその他不正の手段によりこの要領に規定する手続きを行い、又はこの要領又は使用許諾の内容その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該使用者に対し、次の措置を講じることができる。なお、使用者から業務を受託した者が不正手続き等を行った場合にあっては、当該使用者が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったとみなして本条を適用する。

- 一 第5条第3項の使用許諾の取消し及び当該許諾に係る製作物の回収
- 二 一定の期間、第5条第3項の使用許諾の対象外とすること。

- 三 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。
- 2 前項第一号の規定により使用許諾を取り消された者は、当該許諾に係る製作物を使用してはならない。
- 3 第1項第一号の規定により製作物の回収を命じられた者は、速やかに当該許諾に係る製作物を回収しなければならない。
- 4 公社は、第1項の規定による使用許諾の取消により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(東京ゼロエミ住宅表示ラベル)

第9条 住宅供給事業者等は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく省エネ性能ラベルに併せてロゴマークを使用する場合、別紙2に定める東京ゼロエミ住宅表示ラベル（以下、「表示ラベル」という。）を使用することができる。

2 第四条から前条までの規定は、表示ラベルに関して準用する。

(要領の改定)

第10条 本要領は、公社により、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

(その他)

第11条 本要領に定めのない事項については、公社が判断するものとする。

附 則（令和6年3月26日付5都環公地温第4818号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

使用を希望する者	必要書類
一 認証審査機関	東京ゼロエミ住宅認証審査機関登録証
二 認証要件に適合する東京ゼロエミ住宅の新築等を行う者	東京ゼロエミ住宅設計確認書
三 認証要件に適合する東京ゼロエミ住宅の新築等を業として請け負う者	
四 認証要件に適合する東京ゼロエミ住宅の販売又は賃貸の広告を行う者	
五 認証要件に適合する東京ゼロエミ住宅の設計を業として請け負う者	
六 その他公社が認める者	
	別途、協議により定める。

